

# 駐在員のビザ取得ガイドブック

## 2011年10月

独立行政法人 日本貿易振興機構  
ジェトロ サンフランシスコ事務所/ US-Japan Business Innovation Center

本書は、米国で会社を設立して間もない日本の中堅・中小企業およびベンチャー企業等が日本から駐在員を派遣する場合に、必要なビザの種類、取得手続きについて解説しています。

本書の内容は一般情報として提供されており、特定の案件に対する個々の状況に適した法的アドバイスではありませんので、ご了承ください。個々の状況に適した法的アドバイスが必要である場合には、専門の弁護士にご相談ください。

<免責事項>

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

## 目次

1.	はじめに	1
2.	ビザウエーバー	1
2-1.	ビザウエーバーでの入国審査	1
2-2.	I-94・I-94W	2
2-3.	パスポートの規定	2
2-4.	電子渡航認証システム:ESTA「エスタ」	2
3.	ビザウエーバーで許可されている活動内容	3
4.	ビザ取得	3
4-1.	ビザとステータスの違い	3
4-2.	ビザ取得の流れ	3
4-3.	ステータスとビザの期間の違い	4
4-4.	フォーム DS-160 による申請	4
5.	就労ビザの種類	5
6.	B-1(短期商用)ビザ	7
6-1.	B-1ビザ取得の流れ	7
6-2.	許可されている活動内容、申請の条件	7
6-3.	B-1ビザの申請書類、申請方法	8
6-4.	B-1ビザ取得に要する期間、費用	9
6-5.	入国時の注意点	9
6-6.	滞在延長手続き	9
6-7.	B-2(短期観光)ビザ	9
7.	Eビザ	10
7-1.	Eビザ取得の流れ	10
7-2.	E-1ビザの申請の条件	11
7-3.	E-2ビザの申請の条件	11
7-4.	企業登録のための申請書類、申請方法	11
7-5.	Eビザの申請書類、申請方法	12
7-6.	Eビザ取得に要する期間、費用	13
7-7.	滞在延長手続き	13
8.	L-1ビザ	14
8-1.	L-1ビザ取得の流れ	14
8-2.	L-1ビザの申請の条件	14
8-3.	米国移民局への申請書類、申請方法	15
8-4.	L-1ビザの申請書類、申請方法	15
8-5.	L-1ビザ取得に要する期間、費用	16

8-6. 滞在延長手続き	16
9. H-1B ビザ	17
9-1. H-1B ビザ取得の流れ	17
9-2. H-1B ビザの申請の条件	17
9-3. H-1B ビザのキャップ (枠数)	18
9-4. 米国移民局への申請書類、申請方法	18
9-5. H-1B ビザの申請書類、申請方法	18
9-6. H-1B ビザ取得に要する期間、費用	19
9-7. 滞在延長手続き	19
10. その他	20
10-1. E ビザ、L ビザ配偶者の労働許可	20
10-2. 米国で住所を変更した際の手続き	20
10-3. 特急サービス (Premium Processing)	20
10-4. ビザ申請に必要な書類 (例)	20
11. 3 種類の研修ビザ	23
12. H-3 ビザ (短期研修ビザ)	23
12-1. H-3 ビザ取得の流れ	23
12-2. H-3 ビザ取得の現状	24
13. F-1 ビザ (OPT (Optional Practical Training) 研修用ビザ)	24
13-1. F-1 ビザ取得の流れ	24
13-2. F-1 ビザ取得の現状	25
14. J (交流訪問プログラム) 研修用ビザ	25
14-1. J ビザ取得の流れ	25
14-2. J ビザ取得の現状	25

## 1. はじめに

旅行や短期出張でビザ(米国への入国許可証)を取得し、米国に滞在されたことのある方は少ないのではないのでしょうか。なぜならば、日米間には「ビザ免除パイロットプログラム」が取り決められており、90日以内の観光や限定的なビジネスのため米国へ入国する日本人には、ビザ取得が免除されているからです。

通常、米国に入国するためには、ビザ免除パイロットプログラムを利用するか、それぞれの目的に合ったビザを取得する必要があります。入国手続きは自動的なものでなく、米国大使館からビザを取得していても入国時に入国審査官が入国不適合と判断した場合には、米国への入国を拒否されることがあります。入国審査の際に、審査官が入国目的や過去の履歴等についての質疑応答を行う場合があります。また、短期滞Inの場合、財政的に滞在費を賄えることの証明や、期限内に米国を離れる意志があることを証明する必要があります。そのために財政証明や、日本との社会的・経済的つながりを示す書類の提示を求められる場合があります。ビザ免除渡航者の場合には、帰りの航空券等をこれら証明に利用することもできますが、個々の状況によって求められる書類が異なり、決まった条件や形式は特にありません。米国滞在中は、それぞれのビザやビザウエーバーで許可されていない活動に従事することは避けてください。また、滞在期限を超える違法滞在は将来の渡米に支障を来すこととなりますので注意が必要です。

従業員の米国派遣に当たっては、米国移民法に精通している専門の弁護士のアドバイスを踏まえて、ビザの種類の選定と申請手続きを行うことをお勧めします。

## 2. ビザウエーバー

前述の通り、日米間には「ビザ免除パイロットプログラム」(ビザ・ウエーバープログラム、以下「ビザウエーバー」という)が取り決められており、90日以内の観光や限定されたビジネス(6.を参照)のために米国に入国する日本人には、ビザ取得が免除されています。具体的には、日本人が短期商用で渡米する場合は、B-1(短期商用)ビザの取得が免除され、日本人が短期観光で渡米する場合は、B-2(短期観光)ビザの取得が免除されます。

### 2-1. ビザウエーバーでの入国審査

2001年9月11日の同時多発テロ以降、米国の入国審査は厳しくなっており、入国審査官より滞在目的、期間を疑われると、入国を認められないこともあります。特に、ビザウエーバーで許可されている活動内容は厳密に限定されていますので、短期出張であっても注意が必要です。入国時には、嫌疑をかけられないような態度で臨むことが肝要です。

頻繁にビザウエーバーで米国入国を繰り返している場合には、入国審査官から厳しく審査され、場合によっては米国入国を認められないこともあります。入国審査官は、米国と本国(日本)のどちらに活動の主軸をおいているかを見ます。このため、例えば、2回目以降にビザウエーバーで米国に入国する際、前回米国に滞在した期間よりも、日本での滞在期間が短い場合、渡米目的について詳しく質問される可能性が高くなります。

短期出張者以外でも、例えば、LビザやEビザを取得した従業員が米国に単身赴任している際、その家族が家族ビザを取得せず、ビザウエーバーで頻繁に渡米している場合、入国審査官から家族ビザを取得し入国するよう指摘される場合もあります。

なお、2003年以降、米国国土安全保障省(Department of Homeland Security: DHS)は、米国への渡航者の個人情報や入国申請書類を確認するためのプログラム(通称「US-VISIT」)を施行しています。US-VISITの対象となる渡航者は、米国入国時に指紋や写真の登録、その他の生体情報の提供を義務付けられる場合があります。通常、このUS-VISITは、一部のカナダ国籍の渡航者を例外として、ほとんどすべての渡航者が対象となっています。

## 2-2. I-94・I-94W

航空会社・船舶会社は、米国に到着する前に、I-94(白)あるいは I-94W(緑)と呼ばれる縦長の「出入国記録カード」を乗客に手渡します。ビザを取得して渡米する場合は、I-94、ビザウェーバーを利用して渡米する場合は I-94W を使用します。I-94/I-94W に必要事項を記入して、米国の入国審査官に提出すると滞在期間を記入した半券がパスポートに留められて戻ってきます。この I-94/I-94W に記載されている期限を超えて滞在すると、違法滞在となります。まれにビザに記載されている有効期限よりも短い滞在期間が誤って記入されることがあるので、注意をして確認し、間違っている場合には空港を出るまでに修正してもらう必要があります。

米国を出国する際、I-94/I-94W を航空会社・船舶会社を通して米国移民局に返却しなければならないので、米国滞在中は紛失しないよう、パスポートとともに大切に保管しておく必要があります。I-94/I-94W を返却しなかった場合には、米国移民局のデータベースに米国を出国した記録が登録されないため違法滞在として扱われ、将来米国に再入国する際に問題となる可能性があります。

## 2-3. パスポートの規定

ビザウェーバーを利用して渡米する場合は、パスポートに関する下記の規定を満たす必要があります。

- 2006年10月26日以降に発行されたパスポートを所持している場合、そのパスポートは下図のように「e-パスポート」のマークのついたものでなければなりません。
- 2005年10月26日から、2006年10月25日までに発行されたパスポートの場合は、デジタル写真が掲載されたパスポートでなければなりません。
- 2005年10月26日以前に発行されたパスポートの場合は、個人情報に掲載されているページの下部に機械読み取り式の欄が掲載されている必要があります。



また、米国に入国する際、予定滞在期間を6ヶ月を超えて有効なパスポートを保持する必要がありますが、日本を含む一定の国からの旅行者は免除されています。ただし、パスポートの残存期限が90日以下の場合は、パスポートの有効期限の日までの滞在期間が認められることになります。

## 2-4. 電子渡航認証システム:ESTA「エスタ」

電子渡航認証システム(Electronic System for Travel Authorization: ESTA「エスタ」)は、2009年1月12日よりビザウェーバーの利用者に渡航前の事前申請が義務付けられたオンライン認証システムであり、渡航者が、ビザウェーバーの規定に該当するかどうかを認証します。渡航者は、DHSの専用サイト(<https://esta.cbp.dhs.gov/>)において、これまで米国へ向かう機内で I-94W に記入していた渡航者の身分や渡航に関する情報をオンラインで申請し、米国政府の認可を事前に受けなければなりません。手続きは無料で、米国行きの飛行機や船舶に搭乗する最低72時間前までに行うことが求められています。すべての回答は英語で入力する必要があります。一度認証されると2年間、あるいはパスポートが2年以内に失効する場合は、その期限まで有効です。ESTA申請については、在日米国大使館の

サイト(<http://japan.usembassy.gov/e/visa/tvisa-esta2008.html>)で紹介されていますが、日本政府のインターネットテレビ(<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg2315.html>)でも紹介されています。

### 3. ビザウェーバーで許可されている活動内容

ビザウェーバーで渡米する場合、米国内での活動内容は大きく制限されます。具体的には、6-2 で記載しているような活動が明示的に許可されており、明示されていない活動に関しては、法的には不許可もしくはグレーゾーンとなります。90 日を超える滞在やビザウェーバーで認められていない活動を行う場合は、ビザを取得する必要があります。

## 4. ビザ取得

### 4-1. ビザとステータスの違い

ビザウェーバーで許可されている以外の活動に従事する場合や、90 日以上滞りを望む場合は、それぞれの目的に合ったビザを取得する必要があります。ビザを申請する場合は、通常母国の米国領事館や大使館で手続きを行い、認可されるとパスポートに写真入りのビザ(査証)が発給されます。しかし、ビザを所持しているからと言って、米国への入国が自動的に許可されるということではありません。入国審査官が何らかの理由で入国不適合と判断した場合は、入国を拒否される場合があります。一旦入国が許可されると、「ステータス」という合法的な滞在許可が与えられます。つまり、ビザは入国を申請する際に必要な書類であり、ステータスは、米国での滞在許可証です。

### 4-2. ビザ取得の流れ

ビザ取得の流れには、基本的に以下の3つのケースがあります。

#### 1) 事前に米国移民局にビザ申請する必要はなく、ビザを米国大使館・領事館で申請し、ビザが発給されたら、その後の米国入国時にステータスが認可されるケース(BビザやEビザ等が該当)

この場合は、最初に、在日米国大使館(領事館)でビザ申請手続きを行い、認可されるとパスポートに写真入りのビザ(査証)が発給されます。

渡米する際、入国審査時にビザが発給されたパスポートと必要事項を記入したI-94を提示し、入国審査官が入国適格と判断した場合、I-94が認可され、入国が許可されます。I-94には、それぞれのビザの種類(BビザやEビザ等)と同じ名称の「ステータス」と呼ばれる合法的な滞在許可と滞在期間が記載され、パスポートに留められて返却されます。

#### 2) 事前に米国移民局にビザ申請を行い、米国移民局から認可証明を取得した上で、大使館・領事館からビザの発給を受け、その後の米国入国時にステータスが認可されるケース(H-1B、L、Fビザ等が該当)

この場合は、まず米国移民局(US Citizenship and Immigration Services)にビザ申請をすることになります。申請が認められれば、米国移民局から、大使館や領事館でのビザ発給のために必要な認可証明が送られてきます。この認可証明を在日米国大使館(領事館)に提出すると、通常は容易に写真入りのビザ(査証)が発給されます。(なお、日本と米国間の協定により存在するビザを認可する一義的責任を負っているのは米国国務省の権限下にある大使館や領事館であるため、米国移民局から認可証明を取得していても、大使館や領事館がビザを認可しない場合もあり得ます。)

渡米する際、入国審査時にビザが発給されたパスポートと必要事項を記入したI-94を提示し、入国審査官が入国適格と判断した場合、I-94が認可され、入国が許可されます。I-94には、それぞれのビ

ザの種類(H-1B、L、Fビザ等)と同じ名称のステータスが記載され、パスポートに留められて返却されます。

### 3)すでに当事者が米国に滞在していて、米国移民局に直接ステータスの延長申請をするケース

すでにステータスを所持している者が米国に滞在している場合は、米国移民局に直接ステータスの延長申請をし、認可証明を取得することにより、ビザを取得せずに、I-94とステータスの延長をすることができます。

ビザが切れていても、米国外に出国しない限り、ステータスの有効期限まで米国に滞在可能ですが、ステータスの延長後に米国外に出国して、米国に再入国する場合には、あらかじめ大使館や領事館で有効なビザを発給してもらう必要があります。

この場合、米国に再入国する際に、入国審査時にビザが発給されたパスポートと必要事項を記入したI-94を提示し、入国審査官が入国適格と判断した場合、I-94が認可され、新たにステータスが記載された上で、入国が許可されます。

なお、米国移民局の審査が継続している最中に米国外に出国した場合、延長が認められるまで、米国への再入国ができなくなる場合がありますので注意が必要です。

### 4-3. ステータスとビザの期間の違い

入国審査官の許可する滞在期間とビザスタンプの有効期間は必ずしも一致するわけではありません。飛行機の中で渡されるI-94(米国出入国カード)もしくはI-94W(ビザウェーバー用米国出入国カード)に入国審査官が記入したステータスの滞在期間が滞在有効期限となりますので、注意が必要です。

例えば、Eビザの場合、ビザの有効期限は通常5年間ですが、米国に入国する際のステータスの滞在期間は2年間ずつしか許可されないため、2年以上米国から出国しない場合は、米国移民局を通してステータスの延長申請をする必要があります。

### 4-4. フォーム DS-160 による申請

2010年3月29日より、在日米国大使館(領事館)で非移民ビザを申請するすべての申請者(Kの婚約者ビザおよび特定の配偶者を除く)は、面接時にCEAC DS-160を提出しなければなりません。オンライン申請書の記入内容に欠落や誤りがあった場合、申請書を再度作成し直す必要があります。例えば、ビザの種類または性別等を誤って選択した場合、関連する質問事項が画面上に現れません。この場合、面接予約の取り消しが生じる可能性もありますので注意が必要です。

DS-160については日本語で読むことも可能です。ページ(<https://ceac.state.gov/genniv/>)の右上にある「Select Tooltip Language」のプルダウンメニューから「日本語」を選択し、英文の上にカーソルを当てると、和訳テキストが現れます。ただし、質問に対する答えは英語入力のみとなります。DS-160フォームの完成後に、オンライン送信します。送信後、申請者の氏名、国籍、パスポート番号などの身分事項の情報やバーコードが記載された確認ページが表示されますので、これを印刷して在日米大使館(領事館)での面接時に持参します。

## 5. 就労ビザの種類

前述の通り、ビザウェーバーや B-1 ビザによる米国滞在は、滞在期間が短期間であり、かつ活動内容が制限されています。実際に米国でビジネスをされる方々にとっては、ビザウェーバーや B-1 ビザでは米国で十分な活動に支障が発生するケースがあります。その際に必要となるのが、以下に述べる就労可能なビザです。

ビザは入国目的により様々な種類に分類されています。数多くあるビザの中でも就労可能なビザは限られています。ビザは米国へ移民する目的で入国する人に与えられる「移民ビザ」と、米国へ一時滞在する人に与えられる「非移民ビザ」に分けられます。移民ビザは日本の企業から派遣する社員には通常使われませんので、ここでは非移民ビザの中でも駐在員用ビザ及び研修用ビザとして使われることの多いビザを紹介します。

就労ビザ種類	対象者	ビザ有効期間*	米国入国時、I-94(ステータス)の有効期間	有効期間の延長	最長滞在期間	ビザ取得に要する期間
B-1	短期商用	通常 90 日以上～10 年	期日まで	可能	制限無し	1～2 ヶ月
B-2	短期観光	通常 90 日以上～10 年	期日まで	可能	制限無し	1～2 ヶ月
E-1	貿易、商業取引を行う企業や個人とその家族*	通常 5 年	米国移民局からは最長 2 年	大使館・領事館からは 5 年ずつ、米国移民局からは 2 年ずつ	無期限に延長可だが、ビジネスの実績が常に申請条件を満たす必要あり	3～5 ヶ月
E-2	米国への投資、企業の経営、運営を行う企業や個人とその家族*	通常 5 年	米国移民局からは最長 2 年	大使館・領事館からは 5 年ずつ、米国移民局からは 2 年ずつ	無期限に延長可	3～5 ヶ月
H-1B	学士以上の能力を持ち、米国の企業で大学の専攻と直接関連がある専門職として働く人	通常 3 年	3 年	3 年ずつ	最長 6 年まで延長可。永住権の申請をすると永住権審査の結果待ちの間は延長可	2～5 ヶ月

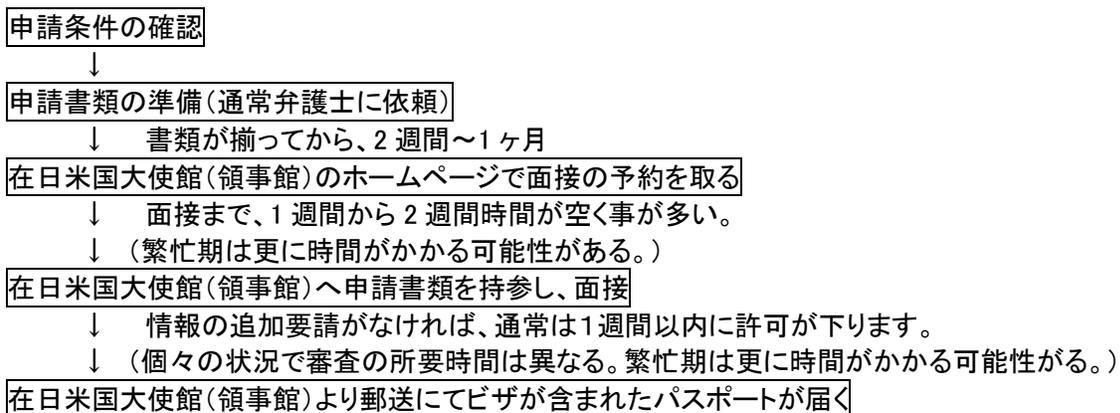
L-1A	米国支社に駐在し、幹部職、管理職として働く人	通常3年（企業設立1年目の場合は1年）	最初は3年、延長申請をすると2年ずつ延長可能。（企業設立1年目の場合は1年。）	2年ずつ	2年ずつ、最長7年まで延長可だが、永住権の申請をすると永住権審査の結果待ちの間は延長可	2～6ヶ月
L-1B	米国支社に駐在し、特殊知技術職として働く人	通常3年（企業設立1年目の場合は1年）	最初は3年、延長申請をすると2年ずつ延長可能。（企業設立1年目の場合は1年。）	2年ずつ	2年ずつ、最長5年まで延長可だが、永住権の申請をすると永住権審査の結果待ちの間は延長可	2～6ヶ月
H-3	母国で利用不可能な専門的な研修プログラムの研修生、スポンサーが必要	2年	プログラムによって異なるが、最長2年	1年ずつ	最長2年まで延長可	2～4ヶ月
F-1 OPT	米国内で学業を卒業した場合は、大学の専攻に関係がある分野で研修が可能	プログラムによって期間が異なる	DOS (Duration of Status)学業が終了する日までを意味する。学業を完了した際は、60日間のグレースピリオドがある。	プログラムによって期間が異なる	最長5年。さらにOPTを利用すればさらに1年の延長が可	1ヶ月
J	研修プログラムの研修生、スポンサーが必要	1～3年	DOS (Duration of Status)研修が終了する日までを意味する。学業を完了した際は、60日間のグレースピリオドがある。	6ヶ月	最長2年。さらにOPTを利用すればさらに1年半の延長可	1ヶ月

\*家族とは配偶者及び21歳未満かつ未婚の子供を指します。

## 6. B-1(短期商用)ビザ

B-1 ビザとは、一時的なビジネスで渡航する場合に在日米国大使館(領事館)で申請、発行されるビザです。許可されている活動内容は、ビザウェーバーと同様で、滞在期間は入国審査官が必要と判断した期間となります。B-1 ビザは取得しやすいと誤解されることがよくありますが、90 日以内の滞在であれば、ビザウェーバーで渡航できることから、申請条件(6-2 参照)を満たし、なぜ 90 日以上滞が必要であるか明確に説明できなければ、取得は困難です。通常 B-1 ビザの有効期限は 6 ヶ月であり、米国内にて他の就労ビザへの切り替えが可能などビザウェーバーにはないメリットがあります。B-1 ビザを取得するには 1-2 ヶ月かかります。

### 6-1. B-1 ビザ取得の過程



### 6-2. 許可されている活動内容、申請の条件

B-1 ビザで許可されている活動内容は、以下の通りです。ビザウェーバーで許可されている活動内容と同じです。B-1 ビザ、ビザウェーバーともに、事業の運営、製造、そして通常の販売活動を行うことはできません。

#### 1)販売活動

米国で催される展示会で、展示ブースの設営、サンプルの陳列、契約書の署名、日本で製作・搬送される製品の受注ができます。米国で製造されたものを実際に販売したり、受注することはできません。

#### 2)修理技術者

技術者が、日本の企業で販売されている商工業用機械、機器の設置、サービス、または修理を行うことができます。また、米国人向けにこれらに関する研修を行うこともできます。しかし、これらのサービスは購買契約に明記されていなければならず、当初の購買契約書に定められたもの以外の支払いを受けることはできません。また、技術者は、米国を源泉とする報酬を受けることはできません。(つまり、技術者への報酬は日本の企業から支払わなければなりません。)

なお、建築や建設業務は対象に含まれていないので、そうしたサービスを提供する場合は別の適当なビザを取得する必要があります。

### 3) 会議

科学、教育、専門、ビジネスの会議、セミナーに出席することができます。ただし滞在に必要な経費を除いては、米国からいかなる報酬も受け取ることはできません。

### 4) 投機的事業

事業可能候補地や賃貸物件等の調査ができます。ただし、事業運営のために米国にとどまることは出来ません。

### 5) その他

上記の他、一定の条件・制約の下で、ボランティア(奉仕活動)、講演者、講師、研究者、医学研修、在宅勤務といった活動も可能です。

また、日本にある米国大使館のホームページにも同じ情報が記載されています。

<http://japanese.japan.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-niv-b1.html>

なお、申請者は、在日米国大使館(領事館)への申請時に、以下の点を説明することが求められます。

- (1) 米国に一定期間のみ滞在し、期間が満了した時点で出国する意思があること
- (2) 米国滞在及び帰国のために必要な費用を持っていること
- (3) 滞在中は許可されているビジネスのみに従事すること
- (4) 90日を超えて米国に滞在しなければならないことの必要性

上記「許可されている活動内容」に含まれていない活動は、基本的には許可されていません。ただ、実際の規定は非情に曖昧に書かれており、個別のケースにより判断されることとなります。

## 6-3. B-1 ビザの申請書類、申請方法

ビザ申請者は、在日米国大使館(領事館)に面接の予約を入れ、以下の書類を持参し、面接に臨みます。(大使館の申請書類は定期的に変わりますので、<http://japan.usembassy.gov/>にて最新の情報をご確認ください。2011年8月時点、書類がリストされているリンクは<http://japan.usembassy.gov/e/visa/tvisa-niv-b1.html>です。)面接では書類審査の後、指紋を採取されます。問題なければ後日ビザを含んだパスポートが LETTERPACK で郵送されてきます。

- (1) 現在有効なパスポート、及び過去10年間に発行された古いパスポート
- (2) 指定写真、及びビザ申請費用\$140(2011年8月時点)の支払い領収書を添付したフォーム DS-160。
- (3) 雇用者からのサポートレター(出張を必要とするビジネスの内容、出張日程、出張中の給与が米国外の雇用者から支払われる、といった内容が最低限明記されなければなりません。)
- (4) 裁判記録または警察証明(逮捕歴や犯罪歴がある方のみ)
- (5) 返信用封筒としてあて先を記入した EXPACK 500
- (6) 上記の書類を入れたクリアホルダー
- (7) 面接予約確認書

#### 6-4. B-1 ビザ取得に要する期間、費用

弁護士に依頼した場合、書類が揃ってからビザを取得するまで1、2ヶ月かかります。費用は、弁護士費用が約\$1,000～\$2,000、大使館へのビザ申請費用が\$140です。(2011年8月時点)

#### 6-5. 入国時の注意点

米国の入国審査官から、滞在目的などに関し、説明を求められることが多いため、在日米国大使館(領事館)へ提出した雇用者からのサポートレターの写し等をパスポートと一緒に準備しておくことをお勧めします。また、B-1 ビザで頻繁に米国入国を繰り返しますと、入国審査官に不信感をもたれる可能性があります。

#### 6-6. 滞在延長手続き

入国審査官より許可された滞在期間の延長が必要な場合、下記の書類等を滞在期間の満了前に米国移民局に申請します。最長で6ヶ月間の延長が可能です。

- (1) フォーム I-539
- (2) 延長の理由説明を明記した日本の雇用者または米国の企業からのサポートレター(雇用証明書)
- (3) パスポートの顔写真のページと I-94 のコピー
- (4) B-1 ビザ滞在延長申請費用\$290(2011年8月時点)

#### 6-7. B-2(短期観光)ビザ

以下のような場合には、短期観光用の B-2 ビザが該当します。申請方法などにつきましては、B-1 ビザと同様です。B-2 ビザを取得する為には1-2ヶ月かかります。

なお、下記 URL にある在日米国大使館のホームページに、より詳しい情報が掲載されていますので、参照ください。

<http://japan.usembassy.gov/e/visa/tvisa-niv-b2.html>

- 観光
- 友人・親族を訪問
- 米国での治療
- 友好または社交団体などの会議および集会への参加
- 音楽・スポーツなどのイベントへのアマチュア参加

B-2 ビザの申請には次の証明が必要です。

- (1) 米国外に放棄する意思のない、強いつながりがある居住地があること。
- (2) 渡米は期限を定めた短期間のものであり、訪問目的の終了後は帰国すること。
- (3) 渡米と帰国に要する費用をまかなうための十分な資金があること。

## 7. Eビザ

ビザウェーバー、B-1 ビザと異なり、一定期間米国にて働くことを目的に渡米する場合には、就労ビザを取得しなければなりません。その代表的な就労ビザの一つが E ビザです。

E ビザとは、通商航海条約に基づくビザで米国国務省が管轄しています。E ビザには、日米間で相当量の貿易を行っている日本企業や個人に発行される E-1(貿易駐在員)ビザ、米国で相当額の投資を行っている日本企業や個人に対して発行される E-2(投資駐在員)ビザの2種類があります。

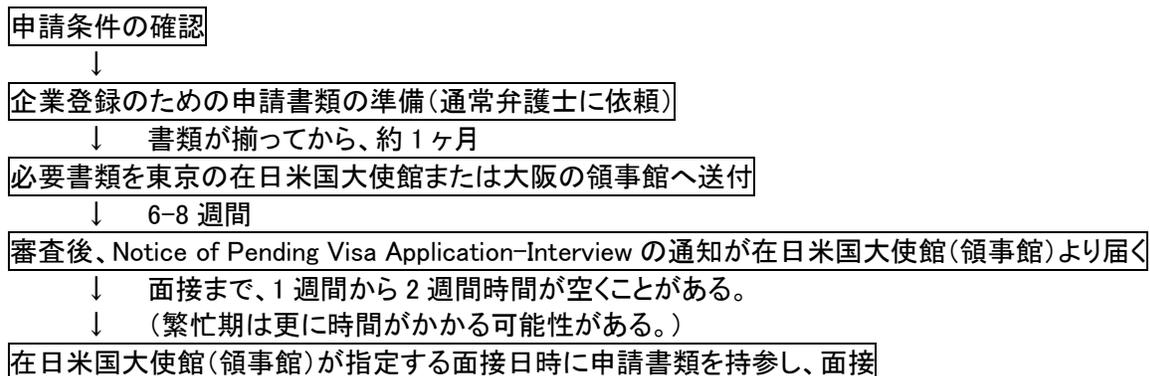
米国移民局を通して他のビザからEビザに切り替えることも可能です。例えば、今まで H-1B ビザ所持者だった方が雇用主を変えたり、独立した事を理由に米国内においてステータスを H-1B から E に切り替えるといったケースです。この場合は、2年ずつしかステータスが認められません。

通常日本人が E ビザを取得する場合は、在日米国大使館(領事館)を通して取得します。E ビザは、H-1B ビザや L ビザと違い、国務省が独自の権限を持つ種類のビザであるため、米国移民局を通して E ステータスを取得したとしても、米国大使館は自動的に E ビザを発給してくれません。大使館独自の審査を行い、適格と認められて初めて E ビザが発給されます。

通常、E ビザの有効期限は 5 年間ですが、入国時に認められる米国滞在期間は 2 年間ですので、2 年に 1 度は出国するか、滞在延長手続きが必要となります。滞在延長手続きは、E ステータスの申請とは異なり、I-94 の再発給を申請するための簡単な作業ですが、申請に 3~4 ヶ月かかるため、早めに申請しておくことをお勧めいたします。また、E ビザの延長は、通常、条件さえ満たせば 5 年毎に何度でも行うことができます。大使館を通して、E ビザ申請をする企業はすべて、東京の米国大使館または大阪の総領事館に E 企業として登録されていなければなりません。

貿易駐在員のための E-1 ビザ、あるいは投資駐在員のための E-2 ビザは、当該投資または貿易が引き続き米国の移民法・規制のすべての適用条件を満たしている場合にのみ、更新または延長されます。企業登録を維持するためには、DS-156E および決算報告書・納税申告書を毎年提出しなければなりません。登録が抹消されている企業の従業員が E ビザを申請した場合は、最新の E 企業申請書、決算報告書・納税申告書の提出が必要です。5 年間更新されなかった場合、企業登録は失効します。「失効」した企業は、東京の米国大使館または大阪の総領事館で企業登録手続きを再度行わなければなりません。

### 7-1. E ビザ取得の流れ



- ↓ 情報の追加要請がなければ、通常 1 週間以内に許可が下りる。
- ↓ (個々の状況で審査の所要時間は異なる。繁忙期は更に時間がかかる可能性がある。)

在日米国大使館(領事館)より郵送にてビザを含んだパスポートが届く

### 7-2. E-1 ビザの申請の条件

E-1 ビザ申請者は、以下の条件を満たさなければなりません。

- (1) 申請者が日本国籍であり、米国で勤務する企業の株式の 50%を日本人が所有していること。
- (2) 相当量の貿易を行うこと。
  - \* なお、相当量の貿易というのは、金額のみで判断されるものではなく、取引件数や貿易業務の継続性などでも判断されます。
- (3) 米国で勤務する企業の貿易の 50%以上が米国と日本の間で行われていること。
- (4) 貿易とは、商品、サービスや技術の取引を意味し、貿易品の権利は一方から他方へ譲渡されなければなりません。
- (5) 申請者は管理職、あるいは企業運営に不可欠な高度の専門知識を有する人でなければなりません。

### 7-3. E-2 ビザの申請の条件

E-2 ビザ申請者は、以下の条件を満たさなければなりません。

- (1) 申請者が日本国籍であり、米国で勤務する企業の株式の 50%を日本人が所有していること。
- (2) 相当額の投資を行うこと。ここで言う投資とは、株式や不動産投資での値上がりを期待するものではなく、事業活動を伴うものに投資をすることです。
  - \* なお、相当額の投資というのは、企業規模、種類、取り扱う商品、サービスに基づき、ケースバイケースで判断されます。一般的には最低 5 万ドルから 10 万ドル以上の金額と言われていますが、最低必要な投資金額が定められているわけではありませんので、注意が必要です。
- (3) 投資家はその資金の主導権を握っていなければならず、その投資金は損失を伴う恐れのあるものでなければなりません。投資資産を担保にした借入金認められません。
- (4) 投資家はその企業を経営、管理することを目的に渡米しなければなりません。申請者が投資家本人でない場合は、管理職あるいは高度の専門知識を要する職種として雇用されなければなりません。

### 7-4. 企業登録のための申請書類、申請方法

企業が初めて E ビザを申し込む場合は、まず企業を E-1 貿易事業家または E-2 投資家として大使館に登録します。以下の書類を、番号タブをつけたバインダーに閉じ、在日米国大使館(領事館)へ郵送して登録申請します。(大使館での申請書類は定期的に変わりますので、詳細は <http://japan.usembassy.gov/>にて最新の情報をご確認ください。)

- (1) 指定写真添付、およびビザ申請申込費用\$390(2011 年 8 月時点)を指定銀行へ支払った領収書付きビザ申込用紙フォーム DS-160
- (2) 申請者のパスポート顔写真のページのコピー(\* 過去に米国ビザを発給されたことのある申請者はそのページのコピーも添付)
- (3) 企業の E ビザ申込用紙フォーム DS-156E
- (4) 企業の概要、日米間で行われている貿易(E-1)または投資(E-2)の状況、E ビザ従業員の米国での地位、責任、業務内容とその人の申請資格を示した企業からのサポートレター(雇用証明書)
- (5) 条約国国籍の企業であること、および経営権の証明、日本の企業と米国の企業の関係を示す書類

- (6) 日米間の相当量の貿易、または投資を証明する書類、今後 5 年間の米国における事業展開計画、役職の説明、ビザ申請者の経歴を説明した手紙
- (7) 相当量の貿易、または投資が継続している証拠書類
- (8) 企業が米国で事業を行っている証拠(あれば)
- (9) ビザ申請者の履歴書

#### 7-5. E ビザの申請書類、申請方法

企業登録の審査が終了すると、在日米国大使館(領事館)より面接日時が指定された Notice of Pending Visa Application-Interview が届きます。この Notice は、ビザ認可を約束するものではありません。指定された日に面接に出向き、審査を受けます。指定された日に面接に行けない場合は、別の日に変更依頼をします。

同じ企業からの E ビザ申請から 1 年以内の申請の場合は、面接時に持参する書類は以下となります。(大使館の申請書類は定期的に変わりますので、<http://japan.usembassy.gov/> にて最新の情報をご確認ください。)

- (1) 現在有効なパスポート、および過去 10 年に発行された古いパスポート
- (2) 指定写真添付、およびビザ申請費用\$390(2011 年 8 月時点)を指定銀行へ支払った領収書付きビザ申込用紙フォーム DS-160。過去に米国ビザを発給されたことのある申請者はそのビザのコピー
- (3) 企業の E ビザ申込用紙フォーム DS-156E
- (4) 企業の概要、日米間で行われている貿易(E-1)または投資(E-2)の状況、E ビザ従業員の米国での地位、責任、業務内容とその人の申請資格を示した企業からのサポートレター(雇用証明書)
- (5) 返信用封筒としてあて先を記入した LETTERPACK 500
- (6) 上記すべての書類を入れたクリアホルダー
- (7) 面接予約確認書

E 企業登録は、原則として、1 年に 1 回更新する必要があります。更新の時期は、会社によって異なりますが、年次決算報告書が揃った後に提出するのが最もよく、また、事業経営上もしくは人事に関わることで大きな変更が生じた際には 1 年を待たずに更新することをお勧めします。

同じ企業の E 企業登録または更新から 1 年以上、5 年以内である場合は、面接時に持参する書類は以下となります。5 年以上経過し、E 企業登録が失効している場合には、新規に会社登録申請が必要となります。(大使館の申請書類は定期的に変わりますので、<http://japan.usembassy.gov/> にて最新の情報をご確認ください。)

- (1) 現在有効なパスポート、および過去 10 年に発行された古いパスポート
- (2) 指定写真添付、およびビザ申請費用\$390(2011 年 8 月時点)を指定銀行へ支払った領収書付きビザ申込用紙フォーム DS-160。
- (3) 過去に米国ビザを発給されたことのある申請者はそのビザのコピー
- (4) 企業の E ビザ申込用紙フォーム DS-156E
- (5) 過去 3 年分の財務諸表と税金申告書
- (6) 企業の概要、日米間で行われている貿易(E-1)または投資(E-2)の状況、E ビザ従業員の米国での地位、責任、業務内容とその人の申請資格を示した企業からのサポートレター(雇用証明書)
- (7) 返信用封筒としてあて先を記入した LETTERPACK 500

- (8) 上記すべての書類を入れたクリアホルダー
- (9) 面接予約確認書

#### 7-6. Eビザ取得に要する期間、費用

弁護士に依頼した場合、書類が揃ってからビザを取得するまで、3～5ヶ月かかります。

費用は、弁護士費用が約\$5,000～\$10,000、大使館へのビザ申請費用が\$390です。(2011年8月時点)

#### 7-7. 滞在延長手続き

米国内にて、米国移民局を通してEステータスの延長申請を行った場合、通常2年の滞在しか許可されません。Eステータス延長をするためには、米国移民局へ滞在期間の期限が終了する前に、以下の書類等を提出し、滞在延長手続きをとります。

- (1) フォーム I-129
- (2) フォーム I-129E
- (3) 企業の概要、日米間で行われている貿易(E-1)または投資(E-2)の状況、Eビザ従業員の米国での地位、責任、業務内容とその人の申請資格を示した企業からのサポートレター(雇用証明書)
- (4) 条約国国籍の企業であること、および経営権の証明、日本の企業と米国の企業の企業関係を示す書類
- (5) 日米間の相当量の貿易、または投資を証明する書類、今後5年間の米国における事業展開計画、役職の説明、ビザ申請者の経歴を説明した手紙
- (6) 相当量の貿易、または投資が継続している証拠書類
- (7) 企業が米国で事業を行っている証拠
- (8) ビザ申請者の履歴書
- (9) パスポートのコピー(顔写真のページ、E-1/E-2ビザスタンプのページ)、I-94のコピー
- (10) E-1/2ビザ滞在延長申請費用\$390(2011年8月時点)
- (11) 個人所得税金申告書過去2年分

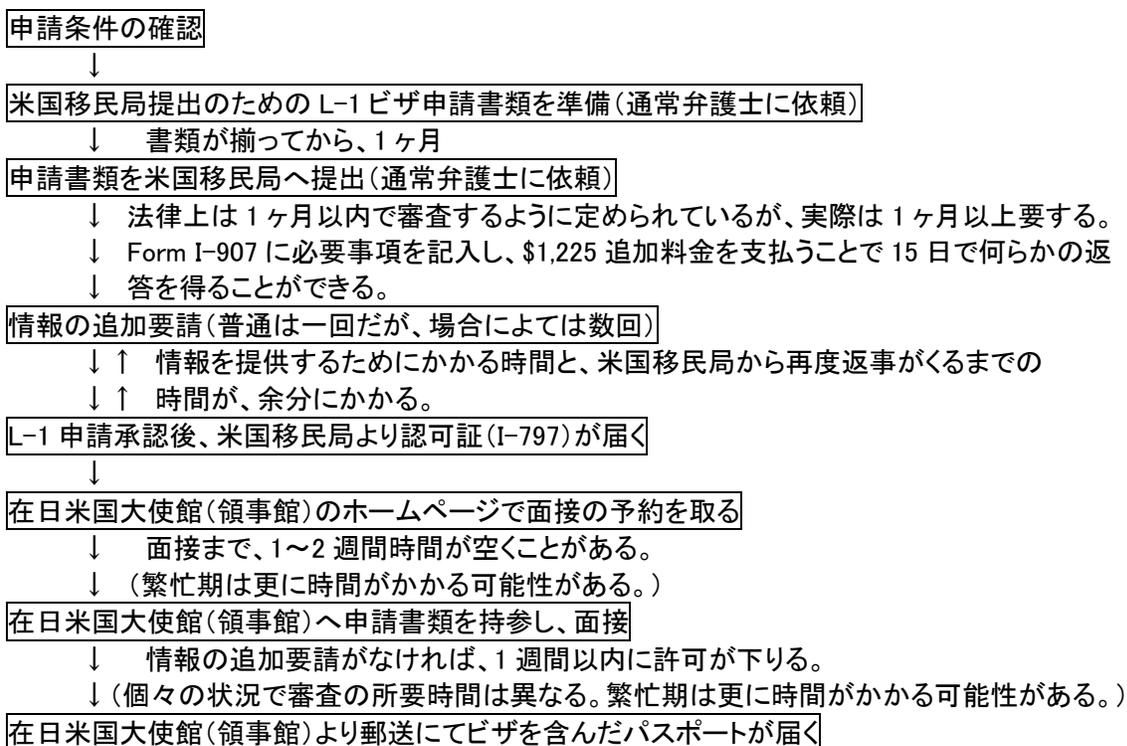
## 8. L-1 ビザ

就労ビザのうち、駐在員用のビザとしてよく利用されているビザが L ビザです。L-1 ビザは短期間米国にある親企業、子企業、関連企業、又は支店・出張所に派遣される従業員に発給されます。

職位によってビザの種類が異なり、幹部職や管理職に付与されるビザは L-1A、特殊知識の技術者に対して付与されるビザは L-1B となります。

通常ビザの有効期限は L-1A、L-1B の場合ともに最初は 3 年(設立後 1 年未満の企業の場合は 1 年間)、延長は 2 年ずつです。また、ビザの延長は、L-1A の場合は合計で最長 7 年まで、L-1B の場合は、合計で最長 5 年まで可能です。

### 8-1. L-1 ビザ取得の流れ



### 8-2. L-1 ビザの申請の条件

L-1 ビザ申請者は、以下の条件を満たさなければなりません。

- (1) 管理者であること、もしくは専門知識を有し、米国の会社でそれらを要する職務に従事すること
- (2) 申請者は米国で勤務することになる企業の日本の親企業、子企業、関連企業で過去 3 年のうち少なくとも 1 年間勤務してきたこと
- (3) 派遣される従業員に「米国外の企業」、「米国内の企業」どちらの企業が給与を支払ってもかまいませんが、米国内の企業に採用してそこで職務に就く必要があります
- (4) L-1 ビザは米国国外の企業が完全に米国へ移転するために用いられるものではないので派遣者が米国で働いている間、米国内外において、派遣先・派遣元双方の企業が存続し続ける必要があります

### 8-3. 米国移民局への申請書類、申請方法

L-1 ビザの場合は、まず米国移民局のサービスセンターへ申請書類を提出します。この米国移民局のサービスセンターは、従業員の雇用場所によって決まります。(詳細は、<http://www.uscis.gov/forms> をご覧ください。)以下は、米国に会社設立されて 1 年以上が経過している場合の申請書類です。下記書類は在日米国大使館(領事館)でのビザ申請で要求されますので、すべてコピーを保管しておきます。

- (1) フォーム I-129
- (2) フォーム I-129L
- (3) 企業の情報、L-1 従業員の米国での肩書、業務内容、経歴を説明した企業からのサポートレター(雇用証明書)
- (4) 米国の企業と日本の企業の間を結ぶ関係を表す書類
- (5) 米国企業が米国でビジネスを行っている証拠
- (6) L-1 保持者が既に米国にいる場合はその滞在が合法的なものであることを示す I-94 やビザスタンプのコピーなどの書類
- (7) パスポート顔写真のページのコピー
- (8) L-1 ビザ申請費用が\$150、プラス詐欺防止と検知用費用として\$500、また特定の L-1 ビザ申請者(雇用主が 50 名以上の社員を持ち、さらに社員の 50%以上が H1-B や L-1 ビザ保持者である場合)に対して、国境保安法費用\$2,250(2011 年 8 月時点)

以下は、米国に会社設立されて 1 年に満たない場合の申請書類です。これら書類も在日米国大使館(領事館)でのビザ申請で要求されますので、すべてコピーを保管しておきます。

- (1) フォーム I-129
- (2) フォーム I-129L
- (3) 企業の情報、L-1 従業員の米国での肩書、業務内容、経歴を説明した企業からのサポートレター(雇用証明書)
- (4) 米国の企業と日本の企業の間を結ぶ関係を表す書類
- (5) 米国企業の設立書類とオフィスの賃貸契約書
- (6) 米国外の企業の財務状況を示した書類
- (7) 米国での今後のビジネスプラン(雇用契約書など)
- (8) L-1A の管理職として申請する場合は米国外の企業で管理職として雇われている証拠(組織図など)
- (9) パスポート顔写真のページのコピー
- (10) L-1 ビザ申請費用\$150、プラス詐欺防止と検知用費用として\$500、また特定の L-1 ビザ申請者(雇用主が 50 名以上の社員を持ち、さらに社員の 50%以上が H1-B や L-1 ビザ保持者である場合)に対して、国境保安法費用\$2,250(2011 年 8 月時点)

### 8-4. L-1 ビザの申請書類、申請方法

L-1 ビザの申請に対し、米国移民局より許可通知(I-797)が届きます。ビザ申請者は、在日米国大使館(領事館)に面接の予約を入れ、以下の書類を持参し、面接に臨みます。(大使館の申請書類は定期的にかわりますので、<http://japan.usembassy.gov/> にて最新情報をご確認ください。書類がリストされているリンクは <http://japan.usembassy.gov/e/visa/tvisa-nivintracompany.html> です。)

- (1) 現在有効なパスポート、および過去 10 年に発行された古いパスポート

- (2) 指定写真添付、およびビザ申請費用\$150(2011年8月時点)を指定銀行へ支払った領収書付きビザ申込用紙フォーム DS-160。
- (3) 米国移民局からの L-1 申請承認の原本フォーム I-797
- (4) L-1 を米国移民局へ申請した際提出した書類一式のコピー(現在の雇用を証明する雇用者からの手紙を含みます。この手紙を、雇用証明と呼ぶこともあります。)
- (5) 返信用封筒としてあて先を記入した EXPACK 500
- (6) 上記すべての書類を入れたクリアホルダー
- (7) 面接予約確認書

#### 8-5. L-1 ビザ取得に要する期間、費用

弁護士に依頼した場合、書類が揃ってからビザを取得するまで2~6ヶ月かかります。

費用は、弁護士費用が約\$5,000~\$10,000、米国移民局への申請費用は\$325、プラス詐欺防止と検知用費用として\$500、大使館へのビザ申請費用は\$150、また特定の L-1 ビザ申請者(雇用主が 50 名以上の社員を持ち、さらに社員の 50%以上が H1-B や L-1 ビザ保持者である場合)に対する、国境保安法費用\$2,250 です。(2011年8月時点)

#### 8-6. 滞在延長手続き

会社設立後 1 年に満たない場合、1 年間の滞在期間が許可されます。その滞在期間が終了しないうちに 3 年間の延長を米国移民局に申請します。その際は、8-3. で挙げた申請書類とともに、その 1 年のうちに米国でビジネスを開始して活動していることの証拠を提出します。(例として、会社の納税申告書があげられますが、場合によっては会社の取り扱っている製品やサービスの請求書や注文書のコピー、給与証明書等が必要になります。)

滞在期間中の延長は、8-3 と同じですが、一度目の申請と異なり、詐欺防止と検知用費用としての \$500 を支払う必要はありません。(2011年8月時点)

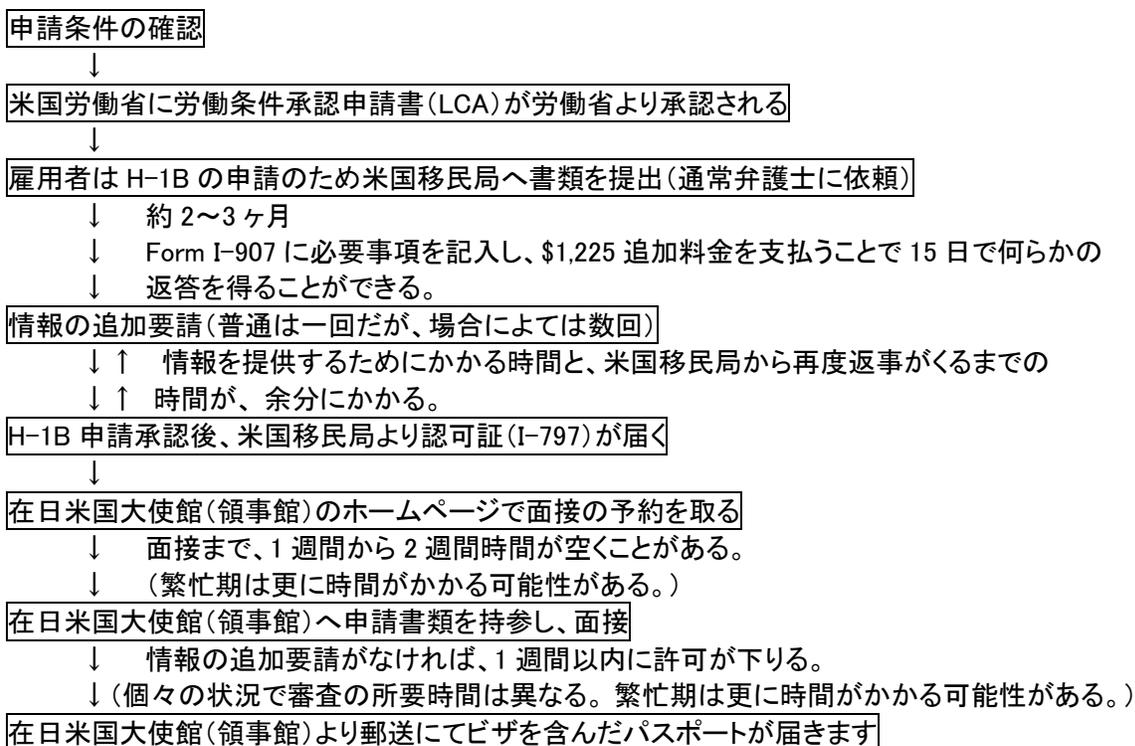
延長できる上限期間(L-1A の場合は合計で最長 7 年、L-1B の場合は合計で最長 5 年、ただし、永住権の申請をしている場合は永住権審査の結果待ちの間は延長可能)まで米国に滞在した従業員の新たな L-1 ビザ申請は、本人がいったん米国を自主的に出国し、米国外で最低 1 年以上居住していないと認められません。

## 9. H-1B ビザ

H-1B ビザは L-1 ビザと異なり、日本の親会社または関連会社での勤務経験が必要条件とされていません。このため、大学卒業直後の新入社員や、他社から移籍したばかりの従業員を米国に派遣する場合に利用できるビザです。

H-1B ビザは専門職従事者(プロフェッショナル)が米国で就労するためのビザで、通常、職務内容と密接に関連した分野の 4 年制大学の学位取得が前提となりますが、十分な実務経験を積んでいれば学位取得と同等にみなされる場合があります。通常 H-1B ビザの有効期限は 3 年間です。またビザの延長は、最長 6 年まで可能です。ただし、永住権の申請に伴う労働許可証の申請を H-1B ビザが切れる 1 年前にしておけば、6 年目以降でも、永住権が取得できるまで H-1B が何度でも延長可能です。

### 9-1. H-1B ビザ取得の流れ



### 9-2. H-1B ビザの申請の条件

H-1B ビザ申請者および、雇用者は以下の条件を満たさなければなりません。

- (1) 米国の 4 年制大学の学位以上、またはそれに相当する高度なレベルの専門知識を必要とする職務経験者が対象となり、特定分野の学士レベル以上の高度な技術や知識を必要としている職種に限られます。(例えば単なるコンピュータ修理業は H-1B の職種とはみなされないが、コンピューター・エンジニアは 4 年制大学の学位レベルの高度な知識や技術を必要とすると考えられ、H-1B の職種であるとみなされるなど)
- (2) 雇用者は、H-1B ビザ取得者が米国人労働者の労働条件に悪影響を及ぼさないように、H-1B 従業員には平均相場給与額(専門技術者が就労する地域で、同職に従事している労働者に支給されている平均相場給与額)、または実質給与額(雇用スポンサー先で、外国人専門技術者と同程度の

学歴や経験を持ち、同職に付いている従業員に実際支給されている給与額)の、どちらか高い方の給与を雇用スポンサー先が支払わなければなりません。

- (3) 雇用者は、H-1B のビザ保有者として従業員を雇用すること、給与額およびそのポジションを示した社内告知を会社内のよく目に付く場所、2 箇所に掲示しなければなりません。

### 9-3. H-1B ビザのキャップ(枠数)

現在、年間 6 万 5 千人の枠内で新規の H-1B ビザが発行されています。景気が良い時は、申請者の数がこの枠を大幅に上回るため、申請条件を満たした上で、毎年 4 月の申請開始日に申請をしても抽選に当たらないと申請は却下されてしまいます。しかしながら、2009 年 4 月から申請可能であった 2010 年の枠は、米国が不況であったため、2009 年 12 月初旬まで申請ができる状態にあったなど、その時々状況に左右されます。2011 年の枠も 2010 年と同様に申請枠に余裕があります。

### 9-4. 米国移民局への申請書類、申請方法

H-1B ビザの場合は、まず米国移民局のサービスセンターへ申請書類を提出します。この米国移民局のサービスセンターは、従業員の雇用場所によって決まります。下記書類は在日米国大使館(領事館)でのビザ申請でも要求されますので、すべてコピーを保管しておきます。

- (1) フォーム I-129
- (2) フォーム I-129H
- (3) H-1B Data Collection and Numerical Restrictions Form (H-1B 情報収集と発行枠に関する申請書)
- (4) 発行済みの労働条件承認申請書(LCA)コピー
- (5) H-1B 従業員の肩書、業務内容経歴を証明した雇用者からのサポートレター(雇用証明書)
- (6) 4 年制大学の卒業証明書、成績証明書(米国外の大学から発行されている場合は米国 4 年生大学の学位と同等であることを証明する書類)4 年生大学の学位を取得していない人はそれに相当する経験があることを示す書類
- (7) H-1B 従業員の履歴書
- (8) 従業員が既に米国にいる場合はその滞在が合法的なものであることを示す I-94 やビザスタンプのコピーなどの書類
- (9) パスポート顔写真のページのコピー
- (10) H-1B ビザ申請費用\$1,075(フルタイムの従業員が 26 人以上いる企業は\$1,825)、プラス詐欺防止と検知用費用として\$500、また特定の H-1B ビザ申請者(雇用主が 50 名以上の社員を持ち、さらに社員の 50%以上が H-1B や L-1 ビザ保持者である場合)に対して、国境保安法費用\$2,000(2011 年 8 月時点)

### 9-5. H-1B ビザの申請書類、申請方法

H-1B ビザの申請に対し、米国移民局より許可通知と I-797 が届きます。ビザ申請者は、在日米国大使館(領事館)に面接の予約を入れ、以下の書類を持参し、面接に臨みます。(大使館の申請書類は定期的に変わりますので、<http://japan.usembassy.gov/>にて最新の情報をご確認ください。)

- (1) 現在有効なパスポート、および過去 10 年に発行された古いパスポート
- (2) 指定写真添付、およびビザ申請費用\$150 (2011 年 8 月時点)を指定銀行へ支払った領収書付きビザ申込用紙フォーム DS-160。
- (3) フォーム I-797 米国移民局からの H-1B 申請承認の原本
- (4) H-1B を米国移民局へ申請した際提出した書類一式のコピー

- (5) 申し込み時点で雇用されている場合その雇用を証明する雇用者からのサポートレター(雇用証明書)や直近に支払われた給与明細のコピーなど雇用が継続している証拠
- (6) 返信用封筒としてあて先を記入した LETTERPACK 500
- (7) 上記すべての書類を入れたクリアホルダー
- (8) 面接予約確認書

#### 9-6. H-1B ビザ取得に要する期間、費用

弁護士に依頼した場合、書類が揃ってからビザを取得するまで、2~5ヶ月かかります。

費用は、弁護士費用が約\$3,000~\$7,000、米国移民局に支払う申請費用は\$1,075(フルタイムの従業員が26人以上いる企業は\$1,825)、プラス詐欺防止と検知用費用として\$500、大使館へのビザ申請費用\$150、また特定の H-1B ビザ申請者(雇用主が50名以上の社員を持ち、さらに社員の50%以上が H-1B や L-1 ビザ保持者である場合)に対して、国境保安法費用\$2,000(2011年8月時点)です。

#### 9-7. 滞在延長手続き

滞在期間の延長は、9-4と同じですが、一度目の申請と異なり、米国移民局への申請費用\$325のみ支払います。詐欺防止と検知用費用としての\$500、また特定の H-1B ビザ申請者に対する、国境保安法費用\$2,000も支払う必要はありません。(2011年8月時点)。

## 10. その他

### 10-1. Eビザ、Lビザ配偶者の労働許可

Eビザ、Lビザ保有者の配偶者は、米国移民局に申し込むと就労許可書が発行され、米国で働くことが可能になります。

### 10-2. 米国で住所を変更した際の手続き

米国在住の外国人は住所が変わった際、新しい住所に引越してから 10 日以内に米国移民局にフォーム AR-11 を使って届出をする義務があります。家族の方についてもそれぞれ提出する必要があります。

### 10-3. 特急サービス(Premium Processing)

米国内で米国移民局を通して申請される H ビザ、E ビザ、L ビザについては、米国移民局へ\$1,225 余分に申請料金を支払うことによって特急サービスとして 15 日以内の返答が約束されています。しかし、15 日以内に認可されるということではなく、米国移民局から回答を受けることができるということですので注意して下さい。場合によっては、米国移民局から情報の追加要請が来る場合もあります。

### 10-4. ビザ申請に必要な書類(例)

以下、参考までに、一般的にビザ取得時に必要とされる資料を列記します。

**米国の会社にて用意する資料**（会社の規模と申請状況により、用意すべき資料が大きく異なりますので、ご注意ください。下記は中小企業が米国に初めて子会社を設立し、Lビザの申請をした際の例です。）

- (1) 定款(Articles of Incorporation)
- (2) 付属定款(Bylaws)
- (3) Statement of Information
- (4) 取締役会議、あるいは株主総会の議事録
- (5) 株主名簿
- (6) ビジネスプラン & 財務計画書(将来 3~5 年分)(新しい会社の場合)
- (7) 税金申告書(過去 2 年分)
- (8) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)(過去 2 年分)
- (9) 給与支払い台帳の概要(過去 1 年分)
- (10) W-2 の写しと Quarterly Wage Report DE-6(会計士より)
- (11) 銀行口座出入状況
- (12) 会社設立に伴う投資状況の領収書: 事務所、設備、機器、家具等
- (13) 日本の親会社、あるいは個人が米国の会社に資本投資した証拠: 日本からの送金記録(入金が見込まれている書類)。(E と L ビザのみ)
- (14) 業務についてのパンフレット(無い場合には雑誌広告や記事等)
- (15) 他社との契約書
- (16) 組織図- 以下の情報を含むこと。
  - (ア) 米国子会社の全従業員数
  - (イ) 派遣者の組織内の位置づけ

(ウ) 派遣者の指揮下にある部下:すべての部下の人数、氏名と職務名、簡単な職務内容、教育レベル(大学の専攻)、年俸(US\$相当で)、ビザの種類 (E と L ビザのみ)

(17) 子会社の写真:事業に使用されるすべての場所(工場、倉庫、オフィス)のカラー写真を提出し、設備、商品、製品、従業員が明瞭に見えるものとする。また、建物や製品に表示される会社のロゴ、エンブレム、サインを伴うこと。各写真には、住所、地図、電話番号を記入すること。

(18) 事務所の賃貸借契約書

### **従業員に関する資料**

(1) 履歴書または職務経歴書

(2) 大学の卒業証書と学業成績証明書(英語版)

(3) 日本での役職名と職務内容:日本に於ける職責のより詳細な説明。派遣者はどういう職責の部下に何を指示したのか。その各々に何%の時間を割いているか。(Lビザのみ)

(4) 米国での役職名と職務内容:米国での職責のより詳細な説明。派遣者はどういう職責の部下に何を指示するのか。その各々に何%の時間を割く予定か。

(5) ご家族が同行される場合は、ご家族の戸籍謄本

(6) 本人とご家族のパスポートの中にある、写真のあるページ、I-94 のコピー

(7) 以前米国に滞在されたことがあれば、滞在された日付とビザの明細

(8) 日本に不動産を所有されていれば、その証拠書類(本人が帰国の意思があることを証明)

### **日本の親会社にて用意する資料(Lビザのみ)**

(1) 定款

(2) 登記簿(履歴事項全部証明書)

(3) 取締役会議、あるいは株主総会の議事録

(4) 株主名簿

(5) 税金申告書(過去2年分)

(6) 決算書(貸借対照表、損益計算書)(過去2年分)

(7) 給与支払い台帳の概要(過去1年分)

(8) 派遣者の給与支払い明細表(過去1年分)

(9) 銀行口座出入状況

(10) 親会社発行の請求書の概要(過去6ヶ月分)

(11) 業務についてのパンフレット(無い場合には雑誌広告や記事等)

(12) 顧客リスト

(13) 組織図- 以下の情報を含むこと。

(ア) 派遣者が雇用されている本社の全従業員数

(イ) 派遣者の組織内の位置づけ

(ウ) 派遣者の指揮下にある部下:すべての部下の人数、氏名と職務名、簡単な職務内容、教育レベル(大学の専攻)、年俸(US\$相当で)

(14) 親会社の写真:事業に使用されるすべての場所(工場、倉庫、オフィス)のカラー写真を提出し、設備、商品、製品、従業員が明瞭に見えるものとする。また、建物や製品に表示される会社のロゴ、エンブレム、サインを伴うこと。各写真には、住所、地図、電話番号を記入すること。

(15) 親会社の見取り図:事業に使用されるすべての場所(工場、倉庫、オフィス)の見取り図。

前述のように、米国の景気低迷に伴い、米国移民局の審査がさらに厳しくなっており、2009 年以降、情報の追加要請がなされるケースや申請が却下されるケースが多発するようになりました。

例えば、「何故、米国人ではこの仕事ができないか」などの証明をする際、これまでは雇用主からの手紙と関連資料でその証明が可能でしたが、現在はそれだけでは不十分とみなされるようです。このため、申請に際しては、雇用主からの手紙だけでなく、従業員の有する特殊知識が何故米国人に教えることが困難であるかという雇用主からの研修等に関する詳細な情報、あるいは、外部の専門家からの手紙などを追加することで説得性を増す等の工夫が重要になると考えられます。

### 11. 3種類の研修ビザ

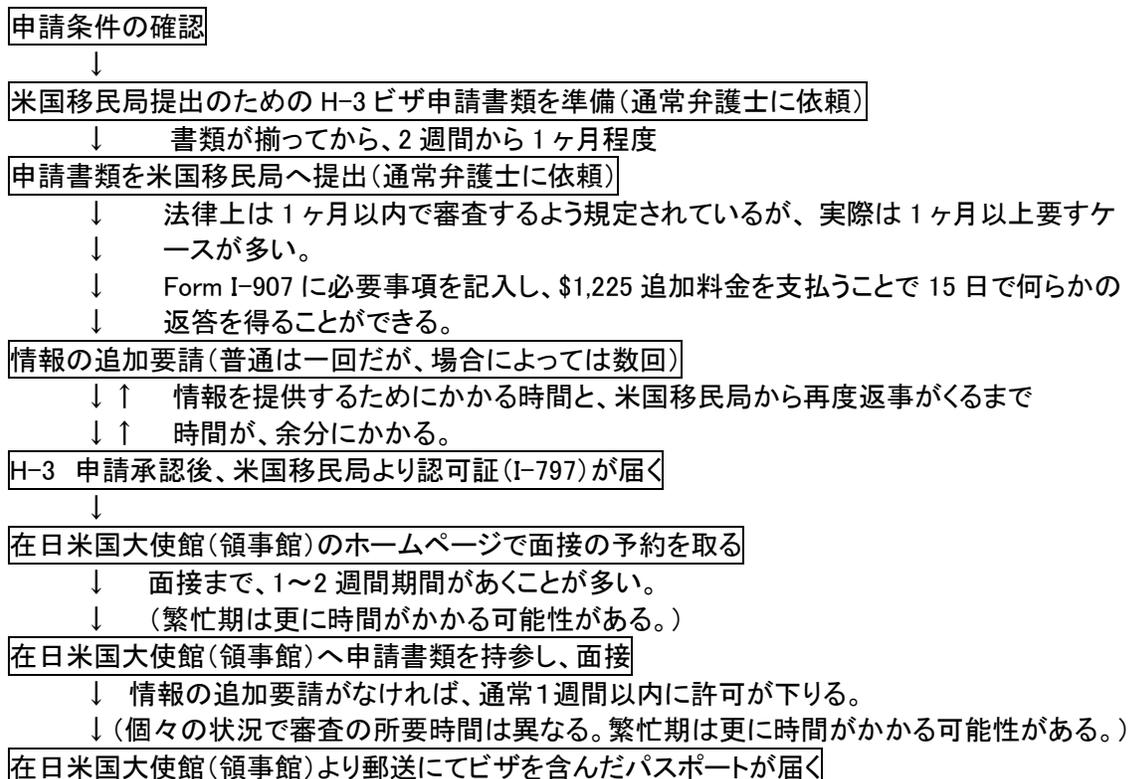
研修ビザには3種類あります。H-3ビザは、米国の研修プログラムに参加する研修生用のビザです。F-1ビザは、Optional Practical Training(OPT)プログラムを通して、学業課程を修了した場合、専攻に関係がある分野で研修を行うためのビザです。Jビザは、スポンサーを通して取得可能な交流訪問プログラムの研修生用のビザです。

### 12. H-3ビザ(短期研修ビザ)

H-3ビザは通常、特定の種類の研修のみに用いられますが、大きく分けて2種類のカテゴリーに分かれます。

- (1) 一つは、米国の研修プログラムから招待を受け渡米する場合に利用され、条件として、母国ではプログラムの受講が不可能であることや、ビザの期限切れたあとに母国に帰る意思があること、プログラムが母国で就いている仕事のキャリアアップに繋がることなどを証明する必要があります。状況によって2年まで延長することが可能です。
- (2) もう一つは、米国で身体障害のある子供のための特別教育者用訓練プログラムのために利用されます。米国の雇い主の条件として、訓練プログラムがすでに存在することや、専門的な訓練を受けた従業員を保持していることを証明する必要があります。訓練者は、特別教育に関する学士号を持っている、もしくは取得目前であること、または特別教育の職務経験の有無などを証明する必要があります。

#### 12-1. H-3ビザ取得の流れ



## 12-2. H-3ビザ取得の現状

前述のように米国の景気低迷に伴い、米国移民局の審査がさらに厳しくなっており、2009 年以降、情報の追加要請と却下されるケースや申請が却下されるケースが多発するようになりました。

## 13. F-1 ビザ(OPT (Optional Practical Training) 研修用ビザ)

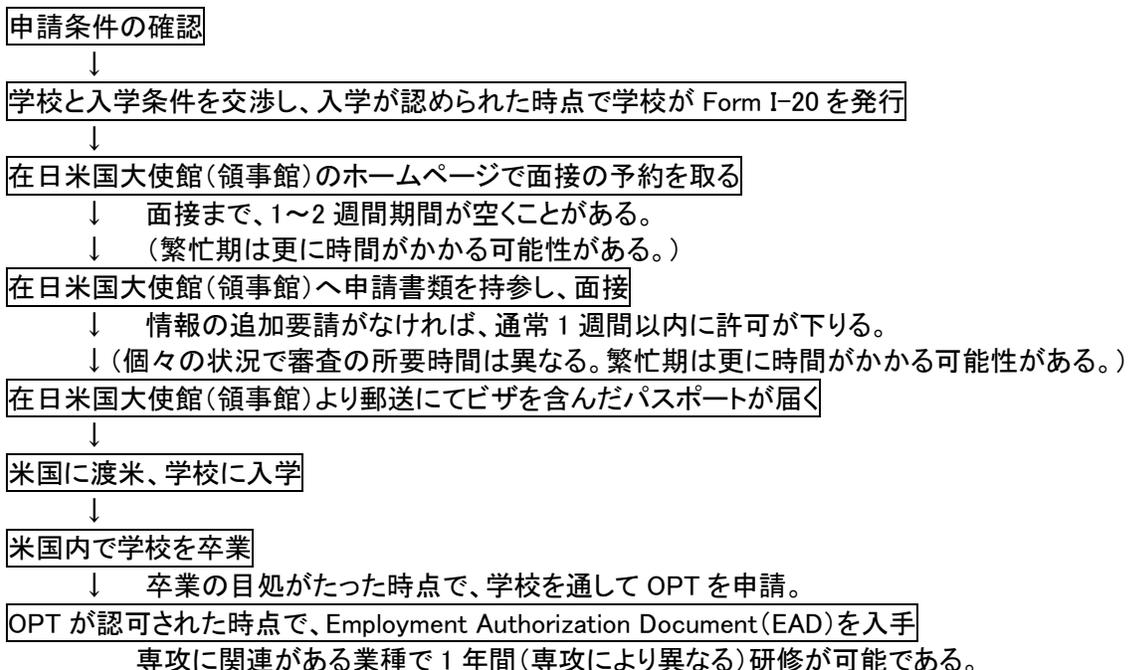
米国の大学、高校、語学学校などで就学する場合には F-1 ビザを申請します。F-1 ビザの申請には、SEVIS (Student and Exchange Visitor Information System) 仕様の I-20 を発行できる政府公認の教育機関からフルタイムの学生として受け入れられていることが前提となり、ビザ取得のために I-20 の提出が求められます。専門学校等のプログラムに参加するためには、Mビザを申請します。

就学が終了すると、専攻によりですが 12 ヶ月の Optional Practical Training: OPT と言われる猶予期間が与えられ、労働許可証を得ることが可能となります。OPT は、サイエンス、テクノロジー、エンジニアリング、数学 (Science, Technology, Engineering, Math - S.T.E.M.) の分野において学位を取得者は、さらに最長 17 ヶ月(合計 29 ヶ月)まで延長申請が可能です。

2008 年度以降、F-1 ビザ保持者が OPT の労働許可証を保持しており、10 月 1 日就労開始の H-1B ビザへのステータス変更を申請したものについては、自動的に労働許可証が更新されることになりました。これにより、F-1 ビザ保持者は、H-1B の認可を待たず、継続して就労できるようになりました。

学生や研修生として入国する際、I-94 のステータス有効期限に「D/S」と記載されます。これは“Duration of Status”の略で、就学や研修プログラムの必要条件を満たしている限り、F ビザステータスが保持できます。I-20(もしくは DS-2019)には、プラクティカル・トレーニングや専門的トレーニングなどプログラムの期間が明記されています。

### 13-1. F-1 ビザ取得の流れ



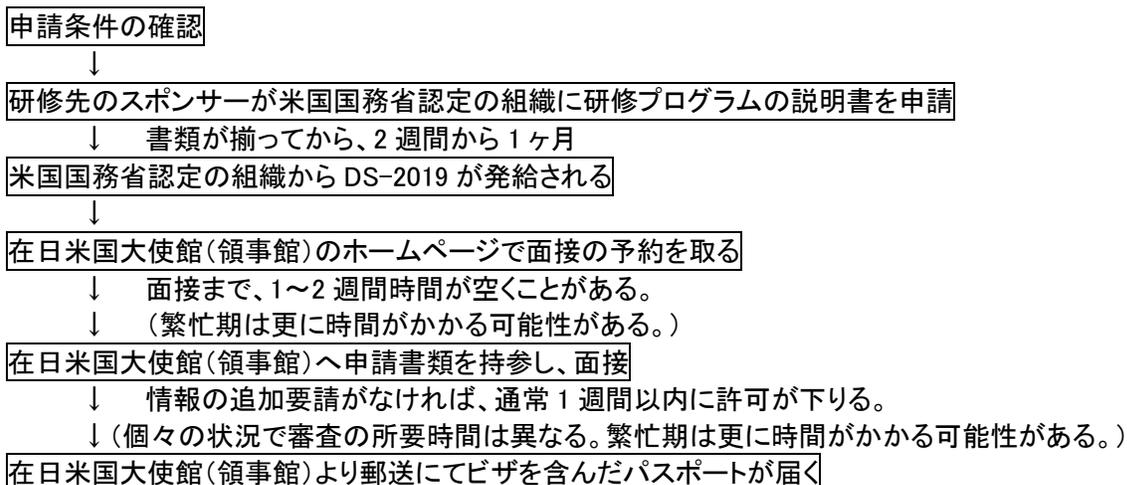
### 13-2. F-1 ビザ取得の現状

F-1 ビザは、申請者数の制限も無く、申請も短期間で済む為、申請条件さえ満たしていれば比較的簡単に取得できるビザだと言われています。

#### 14. J(交流訪問プログラム)研修用ビザ

J-1 ビザ(交流訪問プログラム)は、米国国務省に認められたスポンサーが承認する研修プログラムに参加する際に利用されるビザです。これらの研修プログラムには、学業、講演、研究、調査、コンサルティング、専門技術の実演、また大学院での医学教育・訓練の受講なども含まれます。交流訪問プログラムは、教育、芸術、科学などの分野での個人、知識、技能の交流を促進することを目的としています。スポンサーとは、米国国務省より認可を受けた、米国内外の政府機関、民間団体、あるいは米国の教育機関を指します。現在、米国には 1,500 以上のプログラムが認可されており、米国国務省のウェブサイトですべてプログラムを探ることが可能です (<http://j1visa.state.gov/>)。

#### 14-1. Jビザ取得の流れ



#### 14-2. Jビザ取得の現状

F-1 ビザと同様に、申請者数の年間制限が無く、申請も短期間で済むため、申請条件さえ満たしていれば、比較的簡単に取得できるビザだと言われています。スポンサーとは、米国国務省より認可を受けたプログラムを保持する、米国内外の政府機関、民間団体、あるいは米国の教育機関を指します。米国での学業、教育、スポーツ、文化的活動への参加などのプログラムが認可されています。現在、米国には 1,500 以上のプログラムが認可されており、米国国務省のウェブサイトですべてプログラムを探ることが可能です (<http://exchanges.state.gov/>)

J-1 ビザ申請支援を行っている国務省認定の非営利組織(スポンサー)である International Exchange Center (<http://www.internationalexchangecenter.org/>)を利用することで、比較的低価格で J-1 ビザ申請を行うことができます。